

監査監督機関国際フォーラムの常設事務局 開設の意義

わが国初となる金融関係国際機関の本部設置

金融庁 I F I A R 常設事務局設立準備本部長兼証券取引等監視委員会事務局長

佐々木清隆

ささき

きよたか



2017年4月に、I F I A R (監査監督機関国際フォーラム)の常設事務局が東京に開設される。金融分野の国際機関は欧米に本部を置くものが多いが、I F I A R はわが国に本部を置く初の金融関係国際機関となるものであり、画期的な出来事といえる。I F I A R 常設事務局の誘致にあたっては、経団連をはじめとする民間経済団体や監査関係団体等から支持声明をいただいた。経団連の協力にあらためて感謝したい。

I F I A R については、2016年6月に閣議決定された「日本再興戦略2016」において「我が国の国際的なプレゼンスを高め、また東京の国際金融センターとしての地位を向上させる観点から、今般東京に常設事務局

を設置することが決定したI F I A R 監査監督機関国際フォーラム)について、来年4月の事務局開設及びその後の円滑な運営に向け、必要な支援を行う」旨、記載されている。本稿では、あらためてI F I A R の概要と、その常設事務局が東京に設置される意義について説明したい。

活力ある資本市場の実現と 監査の質の向上を

経済の健全な発展を確保するためには、広く投資家に参加する資本市場の公正性への信頼、なかでも上場企業の開示に対する信頼を確保する質の高い監査が必要不可欠であることは、国際的に一致した認識といえる。20

00年代初頭、エンロン社等による不正会計事件を契機として、各国では、開示に対する信頼を確保するため監査監督当局の設立が進められた。わが国でも2004年に公認会計士・監査審査会が創設されている。

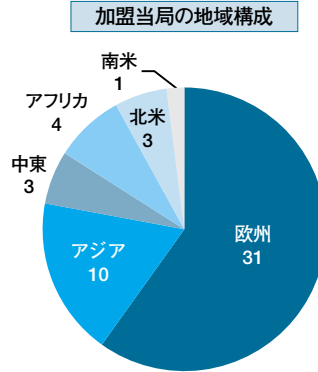
I F I A R は、これら各国の監査監督当局により構成される国際機関であり、公認会計士や監査法人が実施する監査の国際的な質の向上を通じた公共の利益と投資家保護の拡大を目的として2006年に設立された。金融庁および公認会計士・監査審査会はI F I A R 創設時からの加盟当局であり、2007年の第1回I F I A R 本会合を東京で開催するなど、当初から積極的に関与している。

I F I A R は発足10年という比較的若い国

(注1)例えば、IMFや世界銀行は米国に本部を置いている。また、FSB(金融安定理事会)およびBCBS(バーゼル銀行監督委員会)はスイス、IOSCO(証券監督者国際機構)はスペイン、IASB(国際会計基準審議会)を傘下に置くIFRS財団は英国に本部を置いている

図表 IFIAR(監査監督機関国際フォーラム)の概要
(IFIAR: International Forum of Independent Audit Regulators)

- 設立年 : 2006年9月
- 加盟メンバー: 52カ国・地域
(注)日本からは金融庁および公認会計士・監査審査会が加盟
- 事務局 : 2017年4月、東京に常設事務局を開設予定
(注)現在は、議長、副議長(任期2年)の当局による持ち回り
- 主な目的
 - i 監査事務所の検査に焦点を当て、監査市場の環境に関する知識や監査監督活動の実務的な経験を共有
 - ii 監督活動における協力および整合性を促進
 - iii 監査の品質に関心を有する他の政策立案者や組織との対話の主導



際機関であるが、経済の国際化の急速な進展に伴う多国籍企業監査や監査法人の国際的なネットワーク化への対応、金融危機後の他の金融関係国際機関との関係強化といった新たな課題を背景に、その活動は急速に拡大している。また、監査監督への関心の高まりを反映し、加盟当局も発足当初の18カ国から52カ

国・地域へと約3倍に増加している。このため、これまで議長国・副議長国が持ち回りで担っていた事務局機能の強化が課題となり、2014年に常設事務局設立の方針が決定された。

金融庁および公認会計士・監査審査会においては、グローバルな監査の質の向上にさらに積極的に貢献する観点から常設事務局設立の方針を支持するとともに、その東京設置を提案した。複数の競合国があったが、政府一丸となった誘致活動に加え、各団体の支持表明もあって、2017年4月に常設事務局を東京に設立することが2016年4月に決定された。

監査は金融資本市場の重要なインフラであり、市場参加者への適切な情報提供のみならず、企業自身のコーポレートガバナンスの改善という観点からも重要である。監査の質の向上と、それを踏まえたコーポレートガバナンスの改善は、資本市場の公正性・透明性の確保を通じた活力ある資本市場の実現とともに、資本市場を通じた国民の安定的な資産形成という観点からも欠かせない。近年、上場企業による財務報告や監査法人監査の問題が注目されているなか、監査の質の向上はわが国においても喫緊の課題であるといえる。

日本の監査の質のさらなる向上を

IFIAR常設事務局の東京設置に伴い、今後、関連会合の開催などで監査監督当局や監査法人その他監査に関連する世界中の人材

の日本への往来が増えることが期待される。こうした機会をとらえて、企業サイドを含めた監査に関連する国内のさまざまな団体や専門家とIFIARと建設的なコミュニケーション関係を築くことができれば、IFIARにとって有益であるだけでなく、監査に関する国際的な課題や最先端の議論に対する国内の認識を深め、日本の監査の質のさらなる向上にも資すると考える。

このため、金融庁では経団連をはじめさまざまな団体に呼びかけ、わが国におけるIFIARの活動をサポートすること等を目的とした「日本IFIARネットワーク」を2016年12月7日に立ち上げた。本ネットワークには経団連を含む民間経済団体や監査関係団体等20団体に加え、東京都がオブザーバーとして参加している。こうした監査に関連するステークホルダーとの対話はIFIARも重要視しており、本ネットワークはIFIARと国内のステークホルダーの双方にとってウィン・ウィンの関係構築につながるものと考えている。

2017年4月には常設事務局設立とともにIFIAR本会合が東京で開催される。これを契機に、国内のさまざまな主体における監査に対する意識の向上、監査の質の向上に向けた取り組みの進展を期待するとともに、金融庁としてもグローバルな監査品質の向上により積極的に貢献してまいりたい。

(注2)IFIARにおいても、グローバルな監査法人グループとの議論、上場企業の監査委員会や投資家等との意見交換を行っている。また、2016年4月、監査に関連する主体とのさらなる対話を継続的に行うため、外部有識者からなるアドバイザー・グループを立ち上げている